

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日の日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日から10日までの7日間、平成29年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、熱心に御審議していただきました。なお、10日には現地調査も行っていただきました。

3月13日に午後2時から第1常任委員会を開催し、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例について、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてを御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第2号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政
手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第1、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますので、通告に従って質疑をさせていただきます。

1点目は、今回の改正で個人情報の提供や利用の条件が今より厳しくなるのかという点ですけれども、利用の範囲というか目的は広がるということの説明がありましたけれども、この点についてお聞きいたします。

それから、2点目は、対照表の1ページに個人情報保護条例第2条の用語の定義の第6号に情報提供等記録というのがありますけれども、このことについて、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に規定された特定個人情報をいうとの条文の第2項の後に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む）を入れるというのがあるんですけれども、これで変わることが何なのかお聞きいたします。

3点目です。16条の2第1項第2号中第28条を第29条に改めるということですが、何がどう変わるのかお聞きします。

4点目ですけれども、第2条関係で、第1条や第5条中にある法第19条第9号を第10号とするという繰り上げがあるんですけれども、このことの原因や違いといいますか、何が入ってこういうふうな繰り上げがされるのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問に対してお答えをいたします。

まず、今回の改正で個人情報の提供や利用の条件が今より厳しくなるのかといった御質問でございます。これに関しましては、例えば利用者、町民等が諸般の届け出等に所得に関する証明等が必要な場合、他市町から来られた方がそのものをとる場合に、その他市町に行って証明を取得する、または郵送にて取得するといったことをする手間を省く意味で、マイナンバーを使うことによって提供等を受けるといったことが可能になることを想定し考えているものでございますけれども、そうした場合、今回の改正において、情報提供に関しまして申請者たる町民等が条件等が厳しくなると、変わるものではございません。

以上です。

2点目の対照表の第2条第6号の規定に関するところでございますけれども、変わることは何かといった御質問でございましたが、これにつきましては、本人の申請により情報提供記録等、具体的に言いますと、提供した日時、特定個人情報等の項目を記載したものの訂正があった場合、法定事務と同様に、その訂正内容を連携する自治体に通知をしなければいけないといったことが義務づけられたものでございます。変更があったということを相手方に伝えなければいけないという義務が生じるといったものでございます。

3点目の御質問でございます。16条の2第1項第2号中の条文、第28条を29条に改めることで何がどう変わるのかといった御質問でございます。これにつきましては、条例の中でうたっております番号法、法の条文の番号が26条が加わったことによって法の中の条の番号の繰

り下げが行われております。それに伴う改正でございます。番号法の26条につきましては、情報提供ネットワークの使用に関する規定についての法案でございます。

最後、4点目でございますけれども、同じく第2条関係中で法第19条第9号を第10号に改めることによって違いはという御質問でございます。これも先ほど申し上げましたことと同様で、番号法、法条例中に記載しております上位法である法の番号が第8号が追加されたことに伴いまして、以下の法の号の番号が繰り下がったものでございます。

この追加されました法の第9条第8号につきましては、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても情報ネットワークについてシステムを使うことができるといったことを明記するものであります。この規定によりまして、29年5月30日から同条例に基づく対応が可能となるといったことでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正が特定個人情報の提供ができる場合として番号法第19条第8号が追加され、地方公共自治体が条例で定めた独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の連携が認められることになったということや、情報連携を行った場合における記録及び保存の義務づけなど、特定個人情報の提供に係る関係規定を条例事務関係情報による特定個人情報の提供者の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用することにした第26条の新設などによるもので、引用条例の条ずれの訂正などが主だということが先ほどの課長の答弁でも、事前に調べたんですけれども、それでもわかりました。

それで、特に直接町民にこのことが不利益をもたらすものではないとは思いますが、もともとマイナンバー制度には、国による個人情報の一括管理を可能にする憲法違反の指摘や情報の漏えい、紛失、成り済まし、詐欺などの事件の危険性、自治体や事業所における事務責任の重大化など指摘をされ、いまだに多くの国民が危惧を抱き、反対、廃止を求め続けています。悪意であれ、うっかりであれ、一度漏れた個人情報をもとに戻すことは不可能であり、人間が扱う限り絶対に漏れない安全安心などという保証はないからです。

安倍政権は、そんな国民の不安を消そうと個人番号の利用をあれこれに広げて利便性を宣

伝していますが、利活用を広げれば広げるほど、紛失、漏えい、犯罪の危険性は増すものです。

2月19日付の朝日新聞を見たんですけれども、全国の自治体に保管されたままの通知カードが135万通、昨年11月末現在の数ですけれども、あることがわかったとか、政府や自治体はマイナンバーカードの利便性をPRしているが、普及が進まず、発行数は1,039万枚、2月14日現在とも書かれていました。

また、2月16日には、湖西市でふるさと納税をした1,992人について、別人のマイナンバーを記載して通知したことを発表しました。マイナンバー法で定められた重大な事態に当たる一度に大量のマイナンバーが本人以外の第三者に漏えいする事件が起きたのです。

同市は、個人情報外部へ流出する可能性は低いとしていると新聞に書いてありましたが、国の個人情報保護委員会では、100人以上のマイナンバー漏えいや不正アクセスを受けた事案などを重大事態と決めており、2016年上半期には、いずれも民間業者が約400人分を盗まれたり、誤って削除したりした2件があったとのことで、同委員会は、同市に内部調査や再発防止策の策定などを課すと書かれています。

同市の財政課では、3人の職員でふるさと納税者への通知書類を作成するためにデータを管理していた表計算ソフトに寄附者の移住自治体別に表を並べ替えた際に表にずれが生じたとのことで、同市の総務部長は、今年から通知にマイナンバーを記載しなければならなくなり、事務作業がふえたためと釈明しているとのことです。今後、5,853人の寄附者におわびの文書を送るとともに、住所や氏名とマイナンバーが結びついた新システムを導入してミス再発を防ぐそうですが、市長は、全国の皆さんの好意を裏切って申し訳ないと陳謝したと書かれてありました。

個人にも自治体にも大変なリスクをもたらすマイナンバー制度は廃止すべきであるという私たちの立場から、利用の拡大のための同条例には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

この条例の改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布され、平成29年5月30日に施行されることに伴った条例の改正であります。

今回の法改正は、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度の改正と特定個人情報、マイナンバーの利用の促進に係る制度改正が主なものとなっております。この法改正において、個人情報取扱業者の保有するデータで当該本人からデータの内容の訂正等を求められたもの

も情報提供等記録に含まれるという条文の追加と地方公共団体が条例で定めることにより、当該地方公共団体の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができるという条文の追加であります。

今回の条例は、法の改正に照らしたものであり、今後さらなる事務の効率化、利便性の向上を図ることが必要な分野や国、県、他の市町村等との情報連携が必要な場合が生じた場合に迅速に対応するため必要な改正と考え、議案第2号に賛成いたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第2 議案第3号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第4号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第3、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この議案に対しては通告をしていませんけれども、先ほど資料をいただきまして、けさ、それもあわせながら質問をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部の改正ということですがけれども、課長以下の役職のところ、現行の係長を廃止して主幹に改めるということですがけれども、この改正の目的、理由は何かを伺います。

それから、係長が廃止となることで、現在、係長職の職員はどうなるのか、また、統括監

を置くという、設けるということだったんですけれども、それがけさいただいた書類によると支所管理局長のことなのか、どのような待遇になるのか伺います。

そして、現在の係長との待遇の違いなど、統括監との違いがありましたら具体的に教えてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、係長を廃止して主幹にするということでございますけれども、全協等でも御説明させていただきましたが、当町の行政組織は係制ではなく室制、各課において、各課の下、組織としては室という単位でくくっております。

したがって、室を統括する者は室長でございます。従前も係長という職はございましたけれども、組織の中で係というものは存在をしておりません。その辺を整理する意味で、今回、室制ということにしたことに伴って、係長は廃止をさせていただくものであります。

ただ、従前は、教育委員会は係制をとっておりましたので係はございましたが、今回の改正に伴って、教育委員会も含め全庁室制といった形にさせていただきましたものですから、係長でもなく主幹といった形にさせていただくものであります。待遇につきましては、従前の係長職の者はそのまま主幹に移行するといった形でございますので、待遇等の変化はございません。

また、統括監という形で議員おっしゃられましたけれども、専門官といった形のを今回、新たに設置をさせていただいております。これも全協等で御説明させていただきましたが、昨今、様々な行政課題の中で、調整的な業務を含めて専門的に取り組む者を何名か配置をするといった考えの中で設置をさせていただくもので、本日、新聞でも内示を発表させていただいておりますけれども、企画部門と教育部門に専門官、また支所に専門的な形も含めまして、支所の業務を統括する意味での支所管理局長を置くといった形で設置をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第7号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第6、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告をしましたので、通告に基づいて質疑をさせていただきます。

1点目は、消費税の10%引き上げを2年半再延期されたことで、引き上げの条件づくりのために設けた各種減税策を延長するというものだと思うんですけども、減税策の延長により、当町ではどれくらい減収になっているのか伺います。

それから、2点目は、消費税が10%に引き上がったときの当町への影響を行政では試算をしておられるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長(太田侑孝君) 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長(伊藤千佳子君) 鈴木議員の御質問、消費税10%引き上げに伴う各種減税策で当町ではどれくらい減収になっているかについてお答えします。

まず、住宅ローン減税ですけれども、年末のローン残高の1%分を10年間、所得税などから差し引ける仕組みのものです。消費税率10%引き上げ以降の住宅販売の落ち込みを防ぐためを考慮し、延長が欠かせないものと決定されたと聞いております。

減税の適用期限を2年半延長することの当町への影響ですけれども、直近の平成27年5月末と28年5月末の町民税控除額で推測したいと考えます。平成27年5月末の控除額合計は181万6,000円で、住宅ローンの控除適用人数は62人でした。28年5月末の控除額合計は125万2,000円で、38の方が適用となっております。控除を受ける方にとっては助かるものですが、町にとっては、この住宅ローン減税分が減収となるものです。しかし、実質的な町の減収にはならないよう、この減税策による減収額の全額が地方特例交付金で措置をされております。

次に、軽自動車税ですけれども、今の自動車取得税は、消費税が10%に引き上げると同時

に廃止されまして、それに代わって環境性能割が新たに創設されます。これは、環境負荷の小さい軽自動車税を軽減する特例措置になります。27年度と28年度の軽自動車税の当初調定から確認しますと、28年度は軽二輪から全ての軽自動車台数で27年度より56台減少しておりますが、調定額は経年重課の影響もあってか、税収は増となっております。今後、環境に優しいエコカーがふえてグリーン化特例の軽減措置を受ける車がふえていくと、軽減分が軽自動車税の減収になっていくことも予想されます。

次に、法人税の法人割ですけれども、市町村民税分は今の9.7%から6%に引き下げとなります。28年度の当初予算額から試算してみますと、法人税割額915万2,000円で見込んでおりますが、これが6%に引き下がることで566万1,000円となって349万1,000円の税収減となる計算になります。ただ、市町村は税率が引き下がることで税収の減になりますが、税率の引き下げ相当分は住宅ローン減税と同様に地方交付税で配分されることとなりますので、実質的な町への税収減にはならないとされております。

2つ目の御質問、消費税が10%に引き上がったときの当町の影響を試算しているかの御質問です。消費税は、3%から平成9年4月に5%、3年前に8%になりました。町行政の財源的影響と個人消費者の負担増という大きく2点の影響があると考えます。消費税には国税分と都道府県税分の地方消費税がありまして、その地方消費税額の2分の1が各市町に案分されて、地方消費税交付金として交付されております。

当町の地方消費税交付金の収入額の推移から確認してみました。3%から5%に引き上げられた時点の確認は合併前でちょっととれませんでしたので、平成25年度までの消費税5%時代から8%になった平成26年度以降の地方消費税交付金額について比較確認してみました。

平成20年度から25年度までの6年間の5%時代は、当町への地方消費税交付金額は毎年約8,500万円前後で推移しておりました。平均額は8,452万4,000円でした。消費税が8%になった26年度からは、従来の地方消費税交付金のほかに引き上げ分として増額分が新たに交付されておまして、その合算額は1億169万4,000円となり、5%であった前年度比20.6%増でした。同じく、27年度は約2倍の93.8%増でした。28年度は61.7%増になる見込みであります。

このように消費税が5%から8%に引き上げとなったことで地方消費税率も1%から1.7%になり、当町に交付された地方消費税交付金も増額となっております。2年半後の10%になったときには、今の地方消費税率は1.7%から2.2%になると予定されているため、順調に消費が伸びれば、必然的に当町への地方消費税交付金も増額になっていくものと見込みます。

しかしながら、個人消費者の立場から見ると、10%の消費税が課税されることで経済的な負担は大きくなることも懸念されるところでありますけれども、順調に消費も伸びていけば、この交付金も増額につながっていきますので、社会保障の財源にもなっていくことから充実した社会保障が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に細かいところまで調べていただいて大変ありがたいわけですが、町の税収はふえる、消費税引き上げによってふえるということが地方消費税で言われましたけれども、その裏では、個人の人たちの負担は本当に大きいと思うんです。それが当町のように経済力も低いし町民の所得も低いわけで、消費税はもともと逆進性が強いということも言われていますので、町の経済に及ぼす影響というのは大きくなると思うんです。

課長も消費が順調に伸びればということは何回もおっしゃったけれども、本当に消費が伸びるといことは、消費税を引き上げて今までも、過去にもあり得ないことで、個人の消費はどんどん落ち込んでいる、そういうのが現状ですので、私は、こういうことに対して課長は福祉の充実など、社会保障の充実などに使われることを期待しているというか、おっしゃられましたけれども、やはり社会保障の財源はもっともうかっているところから税金を取るというのが建前、本当の原則であって、私は、議会や行政としては町民の暮らしを守る、町内の経済を守るということで意見書などを国に上げて、10%への引き上げは延期ではなくて中止だという意見書を出すべきではないかと思うんですけれども、それに対するお考えは、町長、課長さん、どちらでも構いませんけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 所得の低いところで消費税を上げることは、大変逆進性が高いという話がありました。確かにそのとおりだと思います。しかしながら、今、国のほうで延期をして対応するという中には、いろんな含みがあるということも承知をしております。その中で、私どもは大変高齢化率も高い、若い人が少ないという地域にとっては、当然ながら国の方針にも逆らうわけにはいかないのかなという感じが実はいたしております。

その中で、よりよい心豊かな町にしていくためにはどうしたらいいかということを探求していきたい、それが2%以上の効果があるような形で対応できればいいなというふうに思っております。これには相当な知恵と努力が必要だというふうには考えております。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） すみません、ちょっと追加説明をさせていただきたいと思えます。消費税が5%のときに、そのうちの1%分が地方消費税交付金になっていって、今8%で1.7になりました。その0.7の追加分が社会保障と税の一体化という見直しの中で、その追加分を全て社会保障の財源に充てるというふうに決められているそうです。当町もその追加分、増加分となっているところは児童福祉の物件費等に宛がわれていると思います。ちょっと追加をさせていただきました。すみません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する
条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第8号への質疑を通告してありますので行います。

このような施設は、健康保持のために町民に大いに使っていただいてこそ価値があるものだと思います。本来は全て無料が理想なんですけれども、夜間照明は電気料がかかるし、設備をするのにも維持管理するのにもかかるということで、使用料をいただくことに町民の納得も得られていると思うのですが、夜間照明を使わない午前、午後、昼間の使用なんですけれども、その使用料が施設によって有料である施設、町営グラウンドの野球場やテニスコート、また弓道場、また町営サッカー場だったり、無料のところとしては、各小中学校のグラウンド、それから町営グラウンドのゲートボール場というのも対象表の37ページに書かれていますけれども、こういうふうにまちまちに昼間は有料だったり無料だったりしているんですけれども、夜間照明を使わない昼間の使用については無料ということで統一するほうが公平ではないか、また手続も楽で利活用も進むのではないかと思うのですが、この件についてどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 鈴木議員の御質問に対してお答えいたします。

社会体育施設の夜間照明を使わない午前、午後の使用料が施設により有料または無料であるため、無料にするのが公平で手続も楽で利活用が進むものではないかというような御質問ですが、川根本町社会体育施設条例におきまして、町の社会体育施設の設置目的としまして、議員おっしゃるとおり、町民の健康の保持増進及びスポーツの振興を図ることを目的としております。また、各施設の時間別の使用料につきましても、同じく条例で定めているところでございます。

昼間の使用料が有料の施設につきましてですが、それぞれ施設には維持管理がかかっていること、また利用される方々に気持ちよく使っていただくために各種施設整備もあわせて計画的に行っていく必要があるため、受益者、利用者負担の観点から使用料をいただいているところでございます。

昼間の使用料が無料の施設につきましてですが、ゲートボール場につきましては、もともと区の所有であり、利用者も当該区民のみであるということ、各小中学校グラウンドにつきましては、川根本町学校体育施設使用条例の規定により、町民の体力の向上と健康の保持増進を図り、あわせて社会体育の振興に寄与するため、学校教育に支障のない範囲において開放するものとなっていることから無料となっております。

なお、議員御質問の無料施設の中の町営グラウンドにつきましては、昼間も有料となっております。

このようなことから、昼間の使用料が有料の社会体育施設につきましては、今後も維持管理経費等がかかることが予想されますので、さらに町民の健康の保持増進及びスポーツの振興を図っていくため、維持管理費や施設整備費の一部として、受益者、利用者負担の観点から引き続き有料としていくものであります。

また、利用される方々に気持ちよく使っていただくために必要な維持管理や施設整備を行い、施設の適正な管理を行っていくことがさらに利活用を進めていくものと考えます。また、社会体育施設の管理運営につきましては、今後も社会教育施設運営委員会など関係する皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの課長の答弁の中で、町営グラウンドのゲートボール場は有料になっているということですが、対照表の37ページのところでは無料のところにかかれていたんですよ。もし有料だということであれば、幾らなんでしょう。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） ゲートボール場につきましては無料でございます。

昼間の使用料が無料の施設の中でゲートボール場につきましては、もともと区の所有であったということで、利用者につきましても当該区民のみであるということで無料となっております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第9号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告を出してあります。それは私もよくわからない状況で通告を出したんですけれども、社会体育施設の生涯スポーツ広場というところがちょっと勘違いをしてありましたけれども、金額が社会体育施設の夜間照明は1時間当たり2,000円というふうに先ほど統一したわけなんですけれども、生涯スポーツ広場は1時間当たり500円となっているということで、この理由について、通告をしましたので答弁をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） お答えさせていただきます。

生涯スポーツ広場につきましては、生涯スポーツ広場条例の規定により、広場の使用について無料となっております。また、夜間照明を使用する場合は、現在、30分当たり200円の使用料となっております。

今回、社会体育施設の夜間照明使用料を1時間単位での使用料金設定とするため、あわせ

て1時間単位での使用料設定とさせていただくものですが、社会体育施設と同様の1時間2,000円の使用料となりますと、現状から1,600円もの増額となり、利用者が主に地元のグラウンドゴルフ愛好者の皆様であること、また生涯スポーツ広場条例の設置目的でもあります健康の保持増進を図る意味合いにおきましても、利用実態に合わせ、主に高齢者の健康の保持増進を図ることも重要と考え、今後、施設の維持管理費の増も見込まれる中、受益者、利用者負担の観点から、電気使用料の一部として、利用者に大きな負担とならないよう夜間照明使用料を1時間当たり500円と設定させていただいたものであります。

社会体育施設の管理運営につきましては、今後も社会教育施設運営委員会など関係する皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） このグラウンドは特に照明が少ないとか、面積が狭いとか、そういうことがあるんでしょうか。もしそうだったら仕方がないと思うんですけども、仕方がないというか当然だと思うんですけども、もし広場がほかの夜間照明があるところと同じようなグラウンドであれば、やはり私は、今、課長が言われた答弁の趣旨こそすごく大事で、利用の促進を図って健康保持に活用できるということ、あるいは利用者の負担をなるべく少なく抑えたいというそういう考えというのはすごく大事で、これからまたその観点で委員会で協議をしていただきたいなど、利用料については協議をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 生涯スポーツ広場につきましては、ナイターの基数については4基ほどとなっております。ほかの社会体育施設の例えば社会体育グラウンド等と比べると少ない基数となっておりますが、施設自体、自由に入ることができるような状態の施設でございます。

不特定多数の皆さんが利用できる公益性の高い施設であるという観点からも、昼間無料ということになっておりまして、電気料金等の値上げ等々がある中、大きな負担増とならないような設定とさせていただいたものでございますが、議員おっしゃるように、今後の利活用につきまして、関係する委員会等の中で協議していただいて御意見いただきながら、高齢者等を中心に利活用を進めていって健康の維持増進に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第10号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第12号 町道路線の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第12号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第13号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これも通告をしてありますので、それに従って質疑をさせていただきます。

1点目は、第2条に規定した別表には、静岡市と当町が相互に連携し、協力して取り組むとした自治体としてのありとあらゆる事業、課題というように思えるんですけども、それが網羅されているように思います。大きな静岡市と弱小自治体である当町が対等かつ負担増にならない連携を担保する保障がどのように確認してあるのか伺います。

2点目です。連携市町がそれぞれ静岡市と別々に協定を組む理由とメリットは何か伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、お答えをいたします。

まず、連携協約の第3条におきましては、別表に掲げられています取り組み内容の事務に要する費用の分担につきましては、静岡市と川根本町が協議して別に定めることと規定し、第4条におきましては、連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度、協議を行うものと規定をしております。また、第5条におきまして、協約の規定を変更し、また廃止をしようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならないと地方自治法上も規定をされております。また、連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることとされております。

2つ目の御質問ですけれども、まず、連携協約は新たな広域連携制度で、連携中枢都市であります静岡市と連携する市町が静岡市と1対1で連携協約を結ぶことで、静岡市と連携市町それぞれの地域の実情に応じて内容を協議し、政策合意を行い、政策を実行する義務を負うこととなります。自治体ごとに異なる事業で柔軟に連携することが可能となります。連携協約を活用し、圏域で政策を継続的かつ安定的に推進できるようになることがメリットと考えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目のところでメリットについて、各市町が静岡市と1対1で連携協約を結ぶということで、各市町の実情に合わせてというか応じて柔軟に連携を進めることができるというふうな説明、答弁だったと思うんですけれども、連携市町は、それぞれが静岡市と1対1の協約を締結するという事になって、静岡市が策定する連携中枢都市圏ビジョン懇談会という静岡市の構想というんですか、懇談会の構成メンバーには連携市町の首長さんたちも誰も入れないということで、静岡市が選んだ有識者や金融機関、地域活動関係者などで連携ビジョンを策定することになるというふうな説明も受けたわけですが、これでは静岡市の権限が大きくて、当町のように小さな自治体は静岡市の方針、計画に従わざるを得ないという、差別的な役割分担を負わされるのではないかというふうな危惧があるというのも、そういうことを唱えている大学の教授もあるということを知りました。

そういう差別的な役割分担にならないのか、また連携都市圏ビジョン懇談会に入れないということで不利益をこうむるようなことはないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 懇談会におきましては、川根本町の商工会の事務局長のほうも入っております。それは静岡市と連携する市町それぞれの事務局において調整をいたしまして、静岡市のみ意向に沿った委員構成にはなっていないというふうにお考えいただきたいと思っております。

それと、先ほど申しましたけれども、いざ自治体間で紛争が生じた場合には、自治紛争処理委員という第三者が間に入るようになって、そこで調整を図るということとなっておりますので、それは自治法上もそれぞれの市町がそういう対策がとられるという条件のもとでの協定を結んでおりますので、そこが継続的かつ安定的に事業が推進できるという制度になっているというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 課長の説明によると、本当に私も最初にこの計画を見たときに、これだけの事業を一緒にやって国の交付税がつくよということで、市町には1,600万でしたっけ、交付されるというお金があるということなどいいではないかと思ったんですけども、なかなかこの連携をやることによって、いずれ静岡市が大きな範囲を網羅していく、今、市町村合併がもう進まない状況になっていて、国は、市町村合併を進められない状況で道州制の声も出ているんですけども、そういうところにつなげようという目的も持っているということなどもいろいろな文献を、一部ですけども、かじって心配になったわけです。

例えば、一定の圏域の人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することというふうに連携中枢都市の目的が書かれていて、人口減少、少子高齢化社会の取り組みということですけども、こういうのはどの市町も同じ目的であるがゆえに、事業をすること自体が、それぞれの市町が事業に取り組むこと自体が取り合いになるような事態も生じかねないのではないかと思うんですけども、そうなったときに、当町のような小規模自治体が不利になるのではないかという心配があるわけです。何かそういうことについて、小規模自治体を守るという何か取り決めがあるのかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今回のこの協約は連携中枢都市である静岡市、そこがこの圏域をまずリーダーシップをとって引っ張っていくと、そういうふうに考えております。そこに静岡市と協約を結ぶ市町が協働して、それぞれこの圏域自体全体を盛り上げていこうという大きな目的がございます。確かに私たちの町は小さな町ですけども、この協約を結ぶことによって圏域全体で盛り上げていく中に加わるということが大きな目的と効果を生むものということで、5市2町の首長会議、そこで討議を重ね、今回、それぞれの市町で協約を結ぶというところまでたどり着いたことでございます。

ですので、議員がおっしゃるような不安な点というものは、そこは、もし町に不安な点等、また変更等がありました、議会に諮るという法律上のその制度もありますので、そこでもしそういう事態が生じた場合には、そのままのみにするようなことはあり得ない制度となっていますことをまず御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

一見、とても力強く町にとって大きな助けになる、あるいは活力をもたらす取り組みになるというふうに思うわけですが、そういう期待はもちろん持っています。でも、当町と静岡市は財政規模で40倍余の差があります。人口規模では100倍余の差があります。この連携中枢都市圏構想というのは、市町村合併が思うように進まなかったことで、国は、自治体のスリム化、効率化が図られないとする観点から、総務省が第2の市町村合併に代わるものとして進められているというのも伝わってきています。

圏域における行政及び民間機能のコンパクト化、ネットワーク化というのが目的であって、圏域の将来像として、連携中枢都市が策定したビジョンに周辺の市町を組み込んで、連携中枢都市圏の展開に圏域にある自治体もこれを自分の市町の政策として共有していくということを町が狙っているわけで、ステルス合併あるいは隠れた合併とも言われるんですけども、という批判も起きています。

国は、その目的を人口減少、少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を進めて維持するための拠点的形成することを目的だとしておりますけれども、連携中枢都市圏は、当初から国は連携中枢都市圏における自治体間の連携は差別的役割分担であることが前提だとしており、小さな当町がやらなければならないきめ細かな住民サービスとか豊かな自然、先人により培われた産業や伝統芸能、芸術の継承、伝承、そして人材育成などの喫緊の課題への取り組みが一方では何でも民営化、学校統廃合、中高一貫校化、住民負担増、福祉切り捨てなどを行っている静岡市で、大型公共事業を繰り返している、そういう静岡市と連携することで、当町のよさや大事な宝が押し潰されるのではないかという心配がやはり答弁を聞いていても抑えることができません。

効率化、スリム化などを目的にした第2の市町村合併とも言われる連携中枢都市圏構想は賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備える静岡市であります。圏域の中心都市が近隣の市町村と連携をし、行政のコンパクト化、ネットワーク化により、人口減少とか少子高齢化社会において一定の圏域の人口を確保し、活力ある社会経済を維持するため

に拠点を形成することが目的となっております。

この目的を達成するために、今回の議案として地方自治法第252条の第2、3項の規定に基づいて、川根本町が中核市である静岡市と連携中枢都市圏を形成するために、連携協約を締結するために必要なものとして議会に提案されたものであります。

先ほど、反対者の中で静岡市の言いなりとかという言葉が出ていましたが、私たちの川根本町は独立した地方行政機関であります。地方自治体において、静岡県と国とか市町において差はないというふうに私は感じます。ですので、このような広域の連携ができたということで、より一層事務の効率化というものが図られるのではないかとというふうに思います。

その一例を挙げれば、静岡市を中心とした消防の広域化ができましたが、やはり1年間を振り返って、首長の中でも、やはり迅速かつ効率的な支援をしていただいているという評価がされております。この圏域構想についても、そのような評価が得られるものというふうに考え、私はこの協約の締結については賛成とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを採決します。

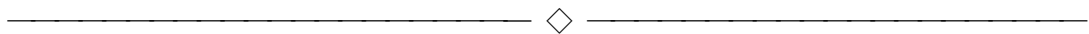
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第14号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第14号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第15号 駿遠学園管理組合理約の変更について

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第15号、駿遠学園管理組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告に従って質疑をさせていただきます。

駿遠学園管理組合が行っていたグループホーム共同生活援助事業について、実施法人をNPO法人フリースペースうえるびーに変更することに伴う規約の変更とのことですが、藤枝市が施設を整備したのでそちらに利用者が移り、現在の利用者が4人だけになってしまったため経営が大変だという説明がありました。

でも、まだ4人利用者がいらっちゃって、なぜ事務に関する分担金についての規定を削除するのか、また、現在の利用状況や運営、利用者負担はどのようになるのか、見通しなどについて説明をお願いいたします。

○議長(太田侑孝君) 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長(海老名重徳君) それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今回の規約変更につきましては、実施法人が駿遠学園管理組合からNPO法人のフリースペースうえるびーに変更されるため、駿遠学園の規約からグループホーム共同生活援助事業の規定並びに分担金の規定を削除するものです。

なお、現在、施設には4人の方が御利用をされておりますが、その4人の内訳としましては、島田市御出身の方がお二人、それから川根本町御出身の方がお二人いらっしゃいます。ですが、引き続き御利用は可能となっておりますし、御負担につきましても、あくまでもこ

れは障害の給付のサービスでございますので、実施法人が代わったからといって単価に変更もすることはございませんので、負担金等は変わることはございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第15号、駿遠学園管理組合同規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、駿遠学園管理組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時25分に再開したいと思いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第14 議案第16号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告を多岐にわたりさせていただきました。自分でも間違わなければいいなと思いながら、

通告に従って質疑をさせていただきます。

最初に1点目ですけれども、21ページの2-2-1企画総務費で8節報償費のところですが、総計画策定時の報償費141万円を100万円の減額になっています。策定委員会の開催が12回から7回になったためとの説明がありましたけれども、減額し過ぎではないかということ伺います。

2点目です。同節の消費生活相談員報償費28万8,000円を全部減額するというので、理由が人材が得られなかったとの説明でしたが、今後、どうする考えかお聞きします。

3点目です。同目の企画総務費ですけれども、13節の委託料でトビラフォン導入委託料199万7,000円を60万円減額するという説明で、思うように進まなくて20台になったという説明がありましたが、当初は何台分を予定して計上したのでしょうか、お聞きします。

4点目です。22ページの2-2-3まちづくり事業費の8節報償費で千年の学校運営委員の報償費16万3,000円が皆減、そして千年の学校講師謝礼も25万円を10万円減額、それから普通旅費や光熱水費の減額のところにも千年の学校関係のものがあるという説明だったんですけれども、取り組みが縮小しているという状況、その理由、原因は何なのか、また、現在の状況と今後の見通しはどのようにになっているのか伺います。

5点目です。同目の19節いやしの里づくり事業交付金で、予算が400万円のところを200万円の減額が出されています。今年度の実施はなかったということで、それでも2件の問い合わせがあったという説明がありましたけれども、これが実施に至らなかったという理由は何なのか、今後の対応をどのように考えているのか伺います。

6点目です。縁むすび事業費補助金で80万円を50万円減額するというので、これも説明では実施が1件のみだったためとのことですが、何回分の予算で、1回はどういうことをやったのか、開催できなかった理由は何なのかお聞きいたします。

それから、7点目です。23ページの2-2-7路線バス対策費のところ、料金収入の入りの部分ですけれども、48万7,000円減額になっています。高齢化が進んで、利便性を考えて巡回バスやデマンドタクシーなど足の確保に当町は非常に大きな力を入れているわけですが、利用が進まない理由と今後の対策をどのように考えておられるのか伺います。

次に、8点目です。25ページの3-1-1社会福祉総務費で19節年金生活者等支援臨時福祉給付金4,698万円を543万円の減額の計上がされています。給付人数など減額の根拠の説明をお願いいたします。また、12月議会で2,700万円補正計上して全額29年度へ繰越明許とした臨時給付金経済対策分と対象者が違うのかどうか伺います。

それから、9点目です。25ページの3-1-2の心身障害者福祉費で約1,700万円の事業費減額に対し、事業費が減額をしているわけですが、それに対して国県負担金や補助金で2,354万円余を減額しているということで、事業費より大きい国県の減額の理由は何なのか伺います。

10点目です。28ページの3-2-2児童福祉施設費で聖母保育園の補助金が148万3,000円

減額、扶助費でも給付費が988万8,000円の減額ということで、合わせると1,137万1,000円が聖母保育園に行くお金が減額になるわけですが、減額をする算定の根拠の説明を求めます。園児数が何人から何人になったのかなどということですが、よろしく願います。

11点目です。同じ目の扶助費ですが、ここではさゆり幼稚園の施設型給付費も1,276万5,000円を272万円減額になっています。非常に大きな減額だと思うんですが、今年度より施設型給付を選択されたことで今までより運営の安定を期待されていたと思うんですが、その運営状況、安定が図られたのか伺います。

12点目です、31ページ、4-2-1の塵芥処理費のところですが。13節委託料の一般廃棄物処理委託料で636万2,000円の減額について、予算に対するごみ処理量の実績量と推移を求めます。

13点目です。41ページの10-1-3の教育諸費、21節の奨学金貸付金120万円の予算を48万円減額するということですが、理由は人数の減とのことですが、予算時と現在の新規、継続の人数をお聞きします。そして、この制度は当町の本当に独自のせっかくの支援策だと思います。利用者が例年少ないわけですが、借りられる額も1万円だったのを2万円に上げて充実をしようとしていますけれども、町の魅力として余り発信されていないという状況はもったいないと思います。利用をふやす取り組みについてどのようにお考えか、改善策など考えておられるか伺います。

14点目です。43ページの10-2-2の小学校教育振興費、20節の扶助費で要・準要保護児童就学援助費93万2,000円の予算を50万円の減額ということで、その内訳の説明を求めます。予算時と現在の新規利用者、継続者数などです。

最後に、45ページの12-1-2、長期債償還金利子6,265万8,000円の予算のところを1,362万4,000円減額ということが出ています。29年度当初予算説明資料の36ページなんですけれども、起債残高の推移が載ってまして、横版ですが、12年度の利子償還額は5,833万円となっており、補正後の額が4,903万4,000円という額と1,000万円近く差があるわけですが、少ない理由について説明を求めます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、それぞれの款項目に従いましてお答えをいたします。

まず、第1点の企画総務費の報償費ですが、当初予算上は全ての委員に報酬を出すということで予算を計上いたしましたが、町内の団体、川根高校とか商工会、観光協会、その他の委員様が職務の一環として参加をしていただくということで、報酬の支払いが不要となりました。そのことと開催が減ったということで、今回の減額となったものであります。

また、消費生活相談員でございますけれども、今後は募集は引き続き行っていきます。次年度におきまして、相談員が得られたときに補正対応して確保をしていきたいというふうに

考えております。

その次のトビラフォンでございますけれども、まず、予算上は一月20台、そして9カ月分、延べ180台の設置を見込んでの予算計上をしたものです。それが最終的には減額として80台分を減額したという形となりました。

まちづくり事業費ですけれども、千年の学校等の見通し等の御質問でございますけれども、これまで事業を実施していく中で、人づくり、魅力づくり、活力づくりを循環させていくことを目指してきましたが、まず人づくりである人材育成事業から地域の魅力づくりを行うために、まちづくり活動へとつなげていく流れをうまく構築できず、今年度もそのような状況となりました。来年度は事業の理念と仕組みを参加する皆様に理解をしていただくことが最も重要であり、そのことに参加者と十分協議をして集中をして取り組んでいきたいと考えております。

次に、いやしの里でございますけれども、いやしの里づくり事業を活用して事業を行いたいという地区が2地区ございました。内容につきまして町のほうで関係課と協議をいたしました結果、町が実施する事業として移行したほうがいいのではないかとということとなりまして、本年度の実施に至らなかったということでございます。今後もこの事業につきましては、継続的に地域に向けて情報発信を続けていきたいと考えております。

縁むすび事業でございますけれども、まず、予算上は2つの団体分を計上いたしました。限度額が40万円ということで計上しましたので、2団体でございます。実績としましては、商工会の青年部が28年10月1日、2日に実施しました婚活事業、それが1件の開催となっております。

それと、最後になりますけれども、路線バスの関係でございます。実績としましては、今年度の路線バス及びデマンドタクシーの利用者の数は見込みで2万2,400人で、前年度に比べますと3,000人増加となります。利用者が増加をしておりますけれども、運賃収入が増加していないということとなっております。

その理由につきまして、路線バスにつきましては、高校生の利用は増えております。ただ、通常運賃200円を支払う利用者、その方の減少が出ているのではないかと推測をしております。デマンドタクシーにつきましては、利用者数が各年度で増減がありまして分析できないところがございますけれども、利用者数全体の約8割を占める75歳以上の高齢者の利用者が今後減少になるのではないかとというふうに考えております。

今後の利用促進対策につきましては、平成29年度に町営バスの路線の再編の検討を計画しており、その中でより利用しやすい運行方法などを検討し、決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、すみません、福祉課のほうは8番から11番までをお

答えをします。

まず最初に、8番です。3-1-1の社会福祉総務費の年金生活者等支援臨時給付金の減額の説明と、それから、12月議会をお願いをしました2,700万円の補正と、全額29年度に繰越明許をした臨時福祉給付金経済対策分との対象者の違いということでございますが、まず減額の理由ですけれども、高齢者給付金、これは1人頭3万円ですが、の対象者が当初の見込み1,450人中、申請をされた方が1,344人ということで318万円の減額になりました。それと、障害遺族年金受給者給付金対象者が116名見込んでおりましたが、実際には41名ということで225万円の減額となりました。合わせて543万円の減額となります。

また、繰越明許をお願いいたしました臨時給付金の経済対策分との対象者の違いはございませんので、御承知おきください。

次に、9番を申し上げます。3-1-2心身障害者福祉費で1,700万円の事業費の減額に対して、国とか県の負担金、補助金が2,354万円の減額の理由ということですが、当町の減額補正について、国県が多いということにつきましては、地域生活支援事業という、これは給付とは別に国とか県の補助金の事業がございますが、そちらの負担割合が国とか県のほうが満額をいただけなかったということがまず1つございます。

それと、あわせて給付費につきましても、施設の利用、今後、まだ残っておりますので、急なことで障害を持つ方が施設に入所をする場合も想定をされますので、その分のお一人分を残し減額をしたために、負担金、補助金の減額が多くなったものでございます。

3つ目でございます。10番です。3-2-2の児童福祉施設費で聖母保育園のほうの補助なんですけれども、148万3,000円の減額ということで、扶助費でも988万8,000円、合わせると1,137万1,000円の減額ということですが、まず給付費の988万8,000円の減額ですけれども、当初予算では途中入所を考慮し、年516名、月にしますと43人の12カ月で積算をいたしました。ところが実際には、見込みですけれども、年431名、月にして35.9人となる予定になっております。よって、その差、85人分につきまして減額をさせていただくものです。

また、補助金につきましても、施設給付費の15%とさせていただいているため、988万8,000円の15%である148万3,000円を減額するものです。

引き続き11番です。同扶助費でさゆり幼稚園のほうの施設給付費も1,276万5,000円で、272万円の減額ということで、施設型給付費を選択したことで経営の安定が図られたのかという御質問でございますが、まず減額の理由ですけれども、給付費の減額が当初、さゆり幼稚園につきましても、年144名を見込みました。月にしますと12名で積算をいたしました。12名の12カ月で積算をいたしました。実際には年127名、月にして10.5人の12カ月となる予定ですので、その分の差額について減額をするものでございます。

なお、さゆり幼稚園が施設型給付を選択することで経営の安定が図られたか否かにつきましては、申し訳ありません、現在、把握をしてございません。いずれにしましても、今年初めて施設型給付費にしましたので、1年を経過した時点で判断をさせていただくことになる

うかと思えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、12点目、4款2項1目塵芥処理費、13節委託料の減額について御説明をいたします。

この委託料につきましては、平成20年4月に締結した川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託に関する規約に基づいて島田市へ委託料を支出しているもので、今回の減額補正は、平成27年度の田代環境プラザ運営費決算の規約に基づき、基本割10%、ごみ量割90%を乗じて算出された運営費生産金額が当初予算と比較して636万2,000円減額となったこととございます。この減額となった理由としましては、田代環境プラザ溶解炉のコークス、灯油等の燃料費が原油安を背景とした低価格で調達できたためとございます。

ごみ処理量の実績推移でございますけれども、今回の補正の基礎となる平成25年10月から平成26年9月までのごみ処理量は、田代環境プラザ全体で3万1,543.38t、そのうち川根本町分が1,520.4t、ごみ量割に占める割合は川根本町分が4.82%となっております。

なお、この数字は前年より処理量でございますけれども、田代環境プラザ全体で279.09t減少、川根本町も37.5t減少をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 続きまして、10款1項3目の奨学金の貸付金の48万円の減額でありますけれども、当初、新規貸付者3名と現在貸付者2名分として、月2万円掛ける12カ月掛ける5名で120万円を計上してありました。今年度の新規貸付の方は高校生1名ということで、実質は既存の方と新規の方を合わせて3名ということになって2名分が不用となったために、月2万円掛ける12カ月掛ける2名で48万円を減額補正させていただくものであります。

なお、周知でありますけれども、もちろん今後も引き続いて周知に努めますけれども、これについては、実は卒業生全員にもう周知をしておりますので、知らないということはないと思えます。もちろん申し込みがあったものについては、規定に基づいた審査を実施しまして、奨学金の貸し付けを実施していきたいと思っております。

以上です。

続きまして、10款2項2目の小学校教育振興費の20節要・準要保護児童就学援助費の50万円の減額でありますけれども、まず、こちらのほうは中学校も関連してきますので、中学校もあわせて説明させていただきます。

平成28年度、小学校と中学校で認定されました準要保護児童生徒数は、小学校で2世帯2名、中学校で6世帯7名、全7世帯9名となっております。このうち新規の者は、中学生1名であります。残りは継続ということになります。

この就学援助費につきましては、学年によって、この小学校の50万の減額ですけれども、学年によって支給される金額が異なるものですから、一律の支給額というわけにはなりませんけれども、今後の支給見込みの計算によって50万円の減額をさせていただいたものです。ただし、この減額後の残金は、余裕を見まして約30万円ほど残ることになります。また、当初予算において、新規、継続を含めて小学校費で10人分で93万2,000円、中学校費で8人分106万8,000円を見込んでおります。

この制度につきましては、一般質問等でも申し上げさせていただいておりますけれども、学校あるいは民生児童委員の方等々と見守りを中心に、真に支援が必要な方々に対する声かけとか相談に応じております。今後もホームページを含めまして、こうした情報発信、関係の方々との連携を深めて制度の周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 鈴木議員の御質問、最後になろうかと思っておりますけれども、長期償還金利子に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

今回の利子減額補正につきましては、平成28年度当初予算計上時におきまして、平成26年度以前の借りに伴う定期償還利子分と平成27年度に借りに行った新規利子分の計上をさせていただいております。新規利子分につきましては、借りに先によりまして利息が異なります。利子が異なりますけれども、財政融資資金につきましては1.0%、民間金融機関資金につきましては1.5%で試算をしたところ、実際には0.1%から0.4%の利子で借りにできた実績により減額をさせていただいたものでございます。

なお、平成29年度の予算計上につきましては、定期償還利子分と28年度に新たに借りに行った新規利子分を計上し、新規利子分を0.5%から1.0%で試算をいたしました。したがって、29年度予算につきましては、28年度予算よりは減額をしております。

なお、御指摘をいただきました29年度当初予算資料の36ページ、グラフの下段の金額でございますけれども、28年度利子額について、今回の補正予算を反映せず策定してしまったため、議員御指摘のとおり補正予算額の金額と差異がございます。誠に申し訳ございません。実際の利子額につきましては、決算時に改めてまた御報告させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 御答弁ありがとうございます。

二、三点再質問をさせていただきます。

まず、3問目のトビラフンのことなんですけれども、80台を減額した、1カ月20台の9カ月ということで、ちょっとメモができなかったのもう一度ゆっくり説明をお願いいたします。

それから、次に5点目ですけれども、29年度の予算はどういうふうになっているか教えて

ください。減額をしているということですが、継続するというので、ちょっと確認することができなかったので教えてください。いやしの里づくりの件です。

それから、次は聖母保育園の10点目の質問です。補助金運営費が減額をしているということで、運営費は人数によって計算をされるわけですが、補助金は町で運営費の15%という補助を支給しているということで、以前は最初は10%だったのを園児がどんどん減ったことで20%に上げて、今度また最近園児がふえているということで15%に抑えたものだと思うんですが、そういう町が運営のできるように、聖母保育園の運営を守るために補助を出しているということはとても評価できることだと思いますが、その次の11点目の質問ですが、さゆり幼稚園の件については、施設給付型を選択してまだ1年経過していないので運営状況は安定したかどうかよくわからないということなんですけれども、人数を聞くと園児数が平均で10.5人という状況になっているということは、さゆりさんにとって決して楽な運営ではないと思うんです。人数に対して運営費が支給されるとすると。

やはり聖母保育園に支給しているような補助制度を今後大変な状況であれば、様子を見てということですが、ぜひ創設をしていただきたいな、教育委員会のほうで300万という補助はあるんですが、聖母保育園と同等の保育の部分についての補助を新たに作っていただければ、この町あるいは川根地域でたった一つしかない、1カ所しかない幼稚園を残していくということが、先生方に大きな負担でなくなっていく、子供が少ないことがまず第一問題なんですけれども、そういう状況の中で運営の支援を町はさゆりさんに継続をしていただきたいということで考えていただきたいと思うんですが、そのことについて御答弁をお願いいたします。

それから、13点目の質問で教育諸費ですが、奨学金のことで借りる人が少ないということで、周知は本当に高校卒業生全員にやっていて知らない人はおられないというふうな課長の答弁があったわけですが、やはり5年間で返済を、大学卒業後5年間で返済ですか。高校生が借りた場合はどうなるのでしょうか。高校卒業後5年間なのか。

そういうことで、やはり借りた年月、3年、4年に対して5年間の返済というのは非常に、もし大学生なんかになればほかの奨学金も借りるでしょうから、また就職しても給料もそんなに最初は多くないということで、なかなか返済が大変なわけです。もっと返済期間を延ばしていくということも利用を進める要因になるのではないかと思いますので、その点について以前も求めたことはありますので、御答弁をお願いいたします。

それから、その次の要・準要保護の減額についてですが、30万円ほどまだ残して減額をするということですが、こういう予算を使って新年度の支給は7月ぐらいから多分対象者に支給されるということで、入学用品の準備品なども含まれているわけですが、間に合わないわけです、支給されるのが遅いから。それで、全国の自治体では、多くはないですが、ここを見直しして前倒しで早く、行政の要するに策として、前倒して入学に間に合うように支給しようという自治体があちこち出てきています。

そういう点でも、当町も少ない人数の対象者ですし、ぜひ子供たちが格差がないと言うとまた怒られるかもしれませんが、安心して学校に行けるように、こういうせっかくの支援制度が生きるように前倒しで入学準備ができるような方法を考えていただけないかなと思います。

以上、再質問です。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、トビラフォンについての御説明をいたします。

予算は、一月20台を限度として9カ月、延べ180台の設置を見込んでの予算化ということです。最終的に、今回80台分の減額を行いましたということです。

それと、いやしの里づくりですけれども、次年度予算は400万円の予算を計上しております。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、御質問のさゆり幼稚園のことについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、1年通してみないと正直何とも言えない部分はあろうかと思えます。ただ、私どもとしまして、町内にある貴重な幼稚園であるという認識は当然持っておりますし、そこが経営的に立ち行かないというのは町内のお子さんにとっても不利益になると思えますので、その状況を見させていただいて、かつその状況に応じては関係機関と協議をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 再質問でありました、先ほど議員、高校卒業と言いましたけれども、中学生です。中学校の卒業生に対して周知をしております。

高校卒業後5年間というお話がありましたけれども、条例の中では返済期限というのが第11条にありまして、こちらについては、返還期限は最終学校を卒業後5年を超えることができないというまず条文があります。つまり、高校を卒業しても現実的には大学に行ったりする子がいらっしゃいます。その子については、その次の12条で返還猶予というのがあります。疾病、その他、特別な事由のために奨学金の返還が困難な者には、願い出によって相当の期間、その返還を猶予することができるという条文があります。

これによって、例えば大学へ行った場合あるいは専門学校へ行った場合は、その間は猶予できるということで実際に猶予させていただいていることがあります。それから、また専門学校とか大学を卒業した、またさらに上の学校を目指すとかということで学校に入った場合には、当然その理由になり得ると思えますので、そうした場合には猶予させていただくということになりますので、とにかくそういう願い出によってその期間、猶予をすることができるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、就学援助費ですけれども、御指摘というか御提案がありました年3回支給を前

倒しできないかということでありますけれども、これにつきましては、担当を含め少し教育委員会等でもお話をさせていただいて、検討してみたいと思いますので。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点だけ確認をさせてください。

最初のほうのトビラフォンの数なんですけれども、180台を予算計上したということで、今回80台を減額するということになると100台設置したということになると思うんですけれども、それ20台しか何か設置できなかったという説明が全協であったと思うんですけれども、その関係はどうなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 延べということですか。20台を何月継続していくかという、そういうことですので、よろしいですか。

（「延べですね」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） 延べの台数ということでお答えをさせていただきました。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第17号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第18号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第19号 平成28年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますので、1点お聞きいたします。

3ページの歳入のほうですけれども、1款1項5目のその他の診療報酬収入というところで、当初予算600万円の現年度分のところすけれども、286万6,000円減額をするという議案が出ています。それで、次の項にも1款2項でその他の診療報酬収入というのがありまして、ここは何かインフルエンザや高齢者の肺炎球菌予防接種の分だよという説明だったような気がするんですけれども、同じその他の診療報酬収入という名前と中身の違い、そして何の分の減額になっているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、平成28年度いやしの里診療所事業特別会計の補正予算の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、歳入、1款1項5目その他の診療報酬収入の内訳でございますけれども、これは定期予防接種に係る負担金、公費負担金になりますので、その受け入れとしての項目でございます。

続きまして、1款2項の諸検査収入でございますけれども、こちらの収入については、定期以外の任意の予防接種、主なものがインフルエンザの予防接種でございますけれども、それを受け入れてございます。その違いが項目間で分けてございます。

1款1項5目286万6,000円の減額理由でございますけれども、今も申し上げましたけれども、この5目その他の診療報酬収入の主なものは、町で行う4種混合であったり、小児肺炎

球菌であったり、水痘であったり、ヒブ、麻疹、風疹、日本脳炎とか定期の高齢者肺炎球菌などの定期予防接種の公費負担分を予算計上してございました。

計上時には、月50万円の予算計上、12カ月分で600万円を計上してございましたけれども、少子化等の影響によりまして、子供の定期予防接種者が減少して、実績ベースでございますけれども、月約26万1,000円、年間で313万4,000円を見込ませていただきまして、その差額286万6,000円を今回減額計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をとり、議会運営委員会及び全員協議会を行います。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 11時 14分

再開 午後 1時 11分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第27号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（太田侑孝君） 追加日程第1、議案第27号、川根本町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第27号、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表につきまして、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

1ページをごらんください。

第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、地方公共団体情報システム機構負担金は、国の補助金の年度内支払いがなく平成29年度に繰り越すことになったことから、当町も同様に繰り越しをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月23日午前9時、本会議を開会し、一般質問、議案第1号、第11号並びに第20号から第26号の委員長報告、質疑、討論、採決及び議案第27号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。
御苦労でした。

散会 午後 1時13分